

# NEC モバイル POS サービス利用約款

## 第1章 NEC モバイル POS サービス

### 第1条 (本約款の適用)

- NEC モバイル POS サービス利用約款(以下「本約款」という)は、日本電気株式会社(以下「NEC」という)を提供元とし、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が再販・代理店として販売する本サービス(次条に定義する)の利用を申し込み、本約款に基づく本サービスの契約(以下「本契約」という)が成立した者(以下「契約者」という)と当社との間で適用される。
- 本約款に定めなき事項については当社が別途定める基本約款の定めが適用されるものとし、本約款の定めと基本約款の定めが相反する場合は、本約款の定めが優先して適用される。なお、本約款にて特段の定めがある場合及び文脈上別の意味を有することが明確である場合を除き、本約款における用語の定義は、基本約款の定めに従う。

### 第2条 (定義)

本約款において以下の各号に定める用語は、それぞれ各号に定める意味で使用する。

- 本サービス  
NEC が提供する基本サービス及びオプションサービスから構成されるNECモバイルPOSサービスをいう。
- 電気通信サービス  
電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
- ユーザ設備  
契約者が本サービスの提供を受けるためにユーザが設置するタブレット端末、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアをいう。
- 本サービス用設備  
本サービスを提供するにあたり、NEC が NEC の判断により設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアをいう。
- 本サービス用設備等  
本サービス用設備、本サービスを提供するために NEC が電気通信事業者から提供を受ける電気通信回線及び電気通信サービスならびに NEC が他の事業者等から提供を受けるその他の設備を総称していう。
- ユーザID  
本サービスの利用にあたり、契約者に付与される、契約者その他の者とを識別するために用いられる符号をいう。
- パスワード  
本サービスの利用にあたり、契約者に付与される、ユーザIDと組み合わせ、契約者その他の者とを識別するために用いられる符号をいう。

### 第3条 (本サービスの種類と内容、提供条件)

当社が、本契約締結時点で契約者に提供することのできる本サービスの種類及びその内容は、本サービス提供基盤であるモバイルPOSシステム(以下「モバイルPOSシステム」という)において当社が契約者に別途提示する本サービスに係るサービス仕様書(以下「サービス仕様書」という)に定めるとおりとする。なお当社がサービス仕様書の内容を本契約締結前に書面又は電磁的方法にて提示し、当該書面又は電磁的方法による仕様書の内容と当該システムにおいて提示するサービス仕様書の内容が異なる場合、当該システムにおいて提示するサービス仕様書の内容を正とする。また、契約者が、本契約締結時点で提供することのできる本サービスの提供条件(以下「本サービス提供条件」という)は、別紙に定めるとする。

### 第4条 (本契約の締結及び成立)

- 本サービスの利用申込みは、利用希望者が、当社所定の申込書及び申込画面等(以下併せて「申込書等」という)に必要事項を記入し、当社に提出又は登録することにより行われるものとする。かかる申込書等の提出又は登録をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなされる。
- 当社は、利用希望者による申込書等の提出後、基本約款第4条(基本契約の締結及び成立)の定めに従って当社所定の審査を行い、審査基準を満たさない場合、利用希望者は、本サービスを利用することができない。この場合、当社は遅滞なく利用希望者にその旨を通知する。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わず、利用希望者にこれに異議を述べることができない。
- 当社は、本サービスの提供にあたり、以下の利用希望者に関する情報を NEC に通知するものとし、利用希望者はこれに同意するものとする。
  - 利用希望者名
  - 本サービスの申込内容の詳細(オプションサービスの申込の有無等を含む。)
  - その他 NEC が別途定める情報

### 第5条 (本契約の成立及びユーザID・パスワードの発行)

- 当社は、モバイルPOSシステムより、当該利用希望者が本サービスを利用するために必要となるユーザID及びパスワードを取得し、利用希望者に対して通知する。本契約は、かかるユーザID及びパスワードの発行をもって成立するものとする。
- 契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、ユーザID及びパスワードを発行しないことがあるものとする。また当社は、前項より通知されたユーザID及びパスワードの発行後であっても、契約者が以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当該ユーザID及びパスワードを無効化できるものとし、契約者はかかる措置について当社に対して何ら異議を申立てないものとする。
  - 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他本サービス提供条件に違反したことを理由として本サービスの利用を解約されたことがあるとき
  - 本サービスに係る契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
  - その他当社が不適当と判断したとき
- 本契約成立後、前条第3項第2号で定める本サービスの申込内容を変更する場合、契約者は、当該変更内容を、当社所定の方法により当社に対して通知するものとし、当該通知に対して当社が承諾の通知を契約者に発信したときをもって、本契約の変更が成立するものとする。

### 第6条 (本サービスの利用期間)

本サービスの利用期間(以下「本サービス利用期間」という)は、契約者が、ユーザID及びパスワードが付与された日から開始し、以下の各号のいずれかに該

- 当する日に終了する。
- 当社が契約者に通知する本サービスの利用終了日
  - 前条第2項に基づき、当社が契約者のユーザID及びパスワードを無効化した日
  - 本約款第10条(知的財産権に関するクレーム等の取扱い)第2項第3号に基づき、本サービスが終了する日
  - 本約款第12条(契約者による解約)又は第13条(本契約の解除等)に基づき本契約が解約される日
  - 本サービス提供条件第8条(提供停止・終了)に基づき本サービスが終了する日
  - 本サービス提供条件第9条(本サービスの廃止)に基づき本サービスが廃止される日

### 第7条 (利用料金)

- 契約者は、当社に対し、本サービス利用の対価(以下「利用料金」という)として、申込書等記載の金額及びこれに係る消費税等相当額を支払うものとする。
- 契約者は、当社が発行する請求書に記載された支払期日までに、当社が指定した支払条件及び支払方法(契約者が選択することができる場合は、契約者が選択した支払条件及び支払方法)に従い、当社に支払うものとする。
- 当社が必要と認め、契約者に相当期間を定めて通知した場合、当社は契約者に対して支払方法の変更等を行うことができるものとし、契約者はこれに応じるものとする。
- 利用料金の支払いにかかる手数料その他費用は、契約者が負担するものとする。
- 契約者は、本サービス利用期間において、本サービス提供条件第7条(一時的な中断)及び第8条(提供停止・終了)に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、本条に定める利用料金を当社に支払うものとする。但し、本約款第11条(責任)第1項に該当する場合は除く。
- 契約者が本契約により生じる債務の支払を怠ったときは、当社は契約者に対し支払期限の翌日から完済の日まで年利14.6%の割合による遅延損害金の支払を請求できるものとする。

### 第8条 (契約期間)

本契約の有効期間は、本契約成立日から本サービス利用期間の終了日までとする。

### 第9条 (知的財産権)

- 本サービスに係る当社又はNEC、若しくは当社又はNECが許諾を受けた第三者の知的財産権は、契約者を含む第三者には移転しない。
- 当社及びNECは、本契約に定める以外、当社又はNEC、若しくは当社又はNECが許諾を受けた第三者が保有する著作権、商標権、意匠権、特許権その他の知的財産権に関する利用の許諾、譲渡等を、契約者に行うものではない。

### 第10条 (知的財産権に関するクレーム等の取扱い)

- 本サービスが第三者の著作権又は特許権等を侵害しているとして、契約者が第三者から警告、訴訟の提起、その他の請求(以下「クレーム等」という)を受けた場合、その旨を直ちに当社に対して通知するものとし、契約者は、当社及びNECがクレーム等を防御するにあたり必要な権限を与えること、ならびに当該クレーム等の解決のために当社及びNECに協力するものとする。また契約者は、当社の事前の書面による同意がある場合を除き、当該クレーム等に関し和解等を行ってはならない。
- 当社及びNECは、本サービスにつき、クレーム等の事実を知った場合又はクレーム等が生じるおそれを認識した場合には、以下の各号のいずれかの措置を講じることができる。
  - 当該クレーム等を回避できるように本サービスを変更する。
  - 契約者による本サービスの利用を可能とするべく必要な権利を取得する。
  - 本サービスを終了する。
- クレーム等が以下の各号の一に該当して生じた場合、当社及びNECは、当該クレーム等を解決する責任を負わず、契約者自らの責任と負担(訴訟費用等を含む)にて解決するものとする。
  - 当社及びNECの承諾なくなされた本サービスの変更に基づき生じた場合
  - 本サービスと当社及びNECの承認した以外の他のソフトウェア又はサービスを組み合わせることにより生じた(すなわち、もし組み合わせをしなかったら当該クレーム等を回避できた)場合
  - 本サービスが、基本約款及び本約款の定め違反して利用されたことにより生じた場合
  - その他、当社及びNECの責に帰すことのできない事由に起因する場合
- 本条に基づく当社の責任と負担は、当社が契約者から直近の1年間に受領した本サービスの利用料金の合計金額を上限とする。
- 本条に基づく責任は、知的財産権の侵害に関する当社及びNECの責任のすべてとする。

### 第11条 (責任)

- 別途サービス仕様書に定めるモバイルPOSシステム稼働時間中に、当社又はNECの責に帰すべき事由(当社又はNECによる計画的な停止、第三者の責に帰すべき事由、及び不可抗力による場合を除く)により本サービスが全く利用できない状態が連続して24時間以上となる場合、かかる利用不能の日数(1日未満は切り捨て)に対応する利用料金相当額及びこれに係る消費税等相当額が請求金額から減額されるものとする。
- 前条及び前項に定めるものの他、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は本契約に関して、当社及びNECは契約者に対して一切の責任を負わないものとする。但し、当社の責に帰すべき事由により基本約款第16条(秘密保持)又は第17条(個人情報の取扱い等)に違反したことが直接の原因で契約者に現実発生した通常の損害(当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害ならびに逸失利益を含まない。)についてはこの限りではなく、当社は、当該損害の発生を直接の原因となつた本契約にかかる1か月分の利用料金を限度として損害賠償責任を負うものとする。
- 本契約に基づく契約者の当社に対する損害賠償請求権は、請求原因の如何を問わず、損害発生の日から1年以内に行使しなければ消滅するものとする。
- 契約者は、法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスに関してNECに対し、直接損害賠償請求等の請求を含み何らの責任追及を行うことはできない

ものとする。

#### 第12条 (契約者による解約)

1. 契約者は、本サービスの一部又は全部の解約を希望する場合、解約希望日の4か月前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもってかかる本サービスを解約することができるものとする。なお、解約希望日の記載のない場合又は解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が4か月未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より4か月後にかかる本サービスの解約希望日とみなすものとする。
2. 契約者は、解約日において未払いの利用料金等又は遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとする。
3. 本条に基づき、契約者が契約期間中に解約する場合、利用料金について日割り計算は行わないものとする。

#### 第13条 (本契約の解除等)

1. 当社は、基本約款第6条第1項(基本契約の解約等)に定める事由に該当する場合、契約者に対する何らの通知及び催告なしに、本契約を直ちに解除することができるものとする。この場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の終了は、当社による契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。
2. 基本約款第6条第1項(基本契約の解約等)に定める事由以外の理由により、基本契約が終了したときは、本契約は自動的に終了する。
3. 当社は、本契約の期間中においても、契約者に対し書面又は電子メールにより通知を行うことにより、本契約を解約することができるものとする。

#### 第14条 (存続条項)

本契約の終了後であっても、第7条(利用料金)、第9条(知的財産権)、第10条(知的財産権に関するクレーム等の取扱い)、第11条(責任)、第12条(契約者による解約)第2項、第13条(本契約の解除等)第1項、及び本条の規定は対象事項が存在する限り有効に存続する。

## 第2章 POS 関連機器の売買

#### 第15条 (第2章の適用)

本章の定めは、契約者が本サービスの利用にあたって、当社からモバイル POS 端末関連機器(以下総称して「POS 関連機器」という)を購入する場合に適用される。なお、本章に基づく POS 関連機器の売買契約についても、性質に反しない限り基本約款の各規定が準用されるものとする。

#### 第16条 (POS 関連機器の売買契約の締結及び成立)

1. POS 関連機器の購入申込みは、購入希望者が、申込書等に必要事項を記入し、当社に提出又は登録することにより行われるものとする。かかる申込書等の提出又は登録をもって、購入希望者が本約款に同意したものとみなされる。
2. 当社は、購入希望者による申込書等の提出後、基本約款第4条(基本契約の締結及び成立)の定めに従って当社所定の審査を行い、審査基準を満たさない場合、購入希望者は POS 関連機器を購入することができない。この場合、当社は遅滞なく購入希望者にその旨を通知する。但し、当社は、購入希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わず、購入希望者はこれに異議を述べることができない。
3. POS 関連機器の売買契約は、当社が購入希望者による POS 関連機器の購入の申込を承認した時点をもって成立する。
4. 契約者が購入する POS 関連機器の納期、納入場所、支払代金額、支払期日、その他売買につき必要な事項は、本契約に定めるものを除き、別途当社と契約者間で定める。

#### 第17条 (POS 関連機器代金)

1. 契約者は、当社に対し、POS 関連機器の代金(以下「POS 関連機器代金」という)として、申込書等記載の金額及びこれに係る消費税等相当額を支払うものとする。
2. 契約者は、当社が発行する請求書に記載された支払期日までに、当社が指定した支払条件及び支払方法(契約者が選択することができる場合は、契約者が選択した支払条件及び支払方法)に従い、当社に支払うものとする。
3. 当社が必要と認め、契約者に相当期間を定めて通知した場合、当社は契約者に対して支払方法の変更等を行うことができるものとし、契約者はこれに応じるものとする。
4. POS 関連機器代金の支払いにかかる手数料その他費用は、契約者が負担するものとする。
5. 契約者が、本契約により生じる債務の弁済を怠った場合、当社は契約者に対し、支払期限の翌日から完済の日までの日数に応じ、年利 14.6%の割合による遅延損害金の支払を請求できるものとする。

#### 第18条 (POS 関連機器の任意処分)

契約者が納期に POS 関連機器を引き取らないなど当社の責に帰すべき事由によらずに当社が本契約に基づく債務を履行できない場合、又は契約者が本契約に基づく債務の履行を怠った場合には、当社は催告、履行の提供、その他何らの手続きを要せず、任意に POS 関連機器を売却し、その売却代金から売却に要した費用を差し引いた残額をもって契約者の当社に対する一切の債務の弁済に充当できる。この場合、不足金があるときは、契約者は当社の指示にしたがって、当社が指定する方法により支払うものとする。

#### 第19条 (検査及び引渡し)

1. 当社は契約者の指示にしたがって、別途定める納入期日に納入場所に POS 関連機器を納入し、契約者は POS 関連機器受領後、契約者の定める検査方法で、別途定める検収時期までに、POS 関連機器について、納品個数について検査を行い、所定の検収書に記名・押印のうえ、当社に交付する。
2. POS 関連機器の引渡は、前項に従い検収書を当社が契約者から受領した日に完了する。但し、契約者が別途定める検収時期内に検収書を交付しなかった場合又は検査不合格の旨及びその理由の明示を行わなかった場合には、別途定める検収時期に、当該 POS 関連機器の検収は完了するものとする。
3. 契約者は、POS 関連機器が第1項の確認に合格しない場合には、書面をもってその理由を明示するものとし、当社は、合理的期間内に不足製品の納入又は余剰製品の引き取りを行うものとする。

4. 当社が前項に定める処置をとったときは、第1項の POS 関連機器の納入を当該処置と読み替えた上で、当該処置について本条を適用するものとする。

#### 第20条 (所有権の移転)

POS 関連機器の所有権は、POS 関連機器の引渡の完了後、POS 関連機器代金弁済完了によって当社から契約者に移転する。

#### 第21条 (契約不適合責任)

1. 当社の責に帰すべき事由により POS 関連機器が種類及び品質に関して契約不適合である場合、別段の定めがある場合を除き、当社は、引渡完了日から3か月以内に契約者から書面による通知があった場合に限り、当社の判断により、これを無償で代替物と交換又は修補する。
2. 次の各号に該当する場合、当社は前項の責任を負わないものとする。
  - (1) 当該契約不適合が契約者の要求する仕様(仕様変更を含む)に起因する場合
  - (2) 当該契約不適合が契約者による本契約の条項の一の違反に起因する場合
3. 当社は、POS 関連機器に関する契約不適合につき、第1項による交換又は修補以外の責を負わないものとする。
4. 前三項の規定にかかわらず、当該 POS 関連機器に添付された保証書に異なる定めがある場合にはそれが優先するものとする。
5. 部品の供給停止等の事由により代替物の交換又は修補が困難な場合は、当該 POS 関連機器と同等の仕様・性能を有する同等品に交換することにより、当社は第1項に基づく義務を免除されるものとする。

#### 第22条 (POS 関連機器の保守等)

契約者が POS 関連機器の保守(以下「保守等」と総称する)を必要とし、これを当社に委託する場合、当社と契約者間で別途委託のための契約(以下「保守契約等」という)を締結するものとする。但し、当社が第三者から調達した POS 関連機器の保守等については、当社の指定がある場合においては、契約者は当社の指定する第三者との間で保守契約等を締結するものとする。

#### 第23条 (使用条件および使用)

1. 契約者は、POS 関連機器の使用にあたり、当社又は調達先の定める使用条件、使用環境その他 POS 関連機器に添付されている当社又は調達先の取り扱い説明書記載の注意事項に従って POS 関連機器を使用するものとする。
2. 契約者は、前項に定める事項を契約者の従業員を含む POS 関連機器の利用者に遵守させるものとする。

#### 第24条 (クレーム等の処理)

契約者が、当社に許可や同意を得ていない第三者に対し POS 関連機器を転売又は譲渡等した場合、POS 関連機器に対するクレームについて契約者が自らの責任及び費用をもって解決し、当社は一切責任を負わないものとする。

#### 第25条 (POS 関連機器の知的財産権)

1. POS 関連機器が第三者の著作権、特許権その他の知的財産権を侵害しているとして、契約者が第三者から警告、訴訟の提起、その他の請求(以下本条において「クレーム等」という)を受けた場合、契約者は直ちに当社に対して通知するものとする。
2. 前項の場合、当社は当該 POS 関連機器のメーカーに対してクレーム等の処理を要請するなど、合理的な範囲での協力を行うよう努めるものとする。ただし、当社自らは当該クレーム等を解決する義務を負わず、クレーム等に起因して契約者に生じた損害について一切の賠償責任を負わないものとする。

#### 第26条 (製造物責任)

1. 当社は、POS 関連機器の欠陥に起因して契約者又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じた場合であっても、製造物責任法に基づく損害賠償責任を負わないものとする。
2. 前項の場合、契約者は、当該 POS 関連機器のメーカーに対して直接損害賠償を請求するものとし、当社は、契約者の要請に基づき、メーカーへの連絡等、合理的な範囲での協力を行うよう努めるものとする。

#### 第27条 (危険負担)

POS 関連機器の納入前に生じた POS 関連機器の滅失、毀損、減量、変質、盗難、紛失その他一切の損害は、契約者の責に帰すべき場合を除き当社の負担とし、納入後に生じたこれらの損害は、当社の責に帰すべきものを除き契約者の負担とする。

#### 第28条 (POS 関連機器の売買にかかる損害賠償)

1. 本約款で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、POS 関連機器の売買に起因し又はこれに関連して、当社が契約者に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実に発生した通常損害(予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まない)の範囲に限られる。
2. 前項の規定にかかわらず、当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合、当該賠償額の上限額は損害の発生原因となった POS 関連機器の売買代金相当額とする。但し、当社に故意又は重大な過失が認められる場合はこの限りではない。
3. 前二項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず適用される。
4. 契約者又はその役職員その他契約者の関係者が本約款に違反する行為により当社に損害を与えた場合、契約者は、当社に対し、その損害を賠償するものとする。

#### 第29条 (POS 関連機器の売買契約期間)

1. POS 関連機器の売買契約の有効期間は、POS 関連機器の売買契約成立日から POS 関連機器代金の支払いが完了した日又は POS 関連機器の検収完了日のいずれか遅い日までとする。
2. POS 関連機器の売買契約の終了後であっても、第21条(契約不適合責任)、第24条(クレーム等の処理)、第25条(POS 関連機器の知的財産権)、第26条(製造物責任)、第28条(POS 関連機器の売買にかかる損害賠償)、及び本項の規定は対象事項が存在する限り有効に存続する。

### 第3章 サポートサービス

#### 第30条 (第3章の適用)

本章の定めは、契約者が本サービスの利用にあたって、当社に対し契約者又は契約者が指定する利用者(以下「指定利用者」といい、契約者とあわせて「契約者等」という)のコンピュータシステムにかかるサポートサービス(以下「本支援業務」という)を委託する場合に適用される。なお、本章に基づく本支援業務にかかる契約についても、性質に反しない限り基本約款の各規定が準用されるものとする。

#### 第31条 (本支援業務の委託契約の締結及び成立)

1. 本支援業務の委託に関する申込みは、利用希望者が、申込書等に必要事項を記入し、当社に提出又は登録することにより行われるものとする。かかる申込書等の提出又は登録をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなされる。
2. 当社は、利用希望者による申込書等の提出後、基本約款第4条(基本契約の締結及び成立)の定めに従って当社所定の審査を行い、審査基準を満たさない場合、利用希望者は本支援業務を委託することができない。この場合、当社は遅滞なく利用希望者に対する旨を通知する。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができない。
3. 本支援業務の委託契約は、当社が利用希望者による本支援業務の委託に関する申込を承認した時点をもって成立する。
4. 本支援業務の内容は、当社が別途指定するサービス資料等に定めるものとし、本支援業務の実施期間等は別途当社と契約者が合意して定めるものとする。
5. 当社と契約者が合意して決定した実施期間前に契約者等が本支援業務の内容の変更を希望する場合、契約者はその旨を当社に通知し、契約者当社間で協議のうえその措置を決定する。

#### 第32条 (支援作業料)

1. 契約者は、当社に対し、本業務の支援に基づく支援作業料(以下「支援作業料」という)として、申込書等記載の金額及びこれに係る消費税等相当額を支払うものとする。但し、実施作業内容が追加又は変更されたことにより、別途合意する本支援業務内容の範囲を超える追加作業が発生した場合には、当該追加した実施作業内容に相当する金額につき、別途契約者と当社で協議のうえ決定した金額を当該支援作業料に加算するものとし、契約者はこれを支払うものとする。
2. 契約者は、前項の支援作業料のほか、当社が本支援業務に係る出張旅費・宿泊費等の実費相当額(以下「作業実費」という)を契約者に請求する場合には、契約者はこれを負担し、支払うものとする。
3. 契約者は、当社が発行する請求書に記載された支払期日までに、当社が指定した支払条件及び支払方法(契約者が選択することができる場合は、契約者が選択した支払条件及び支払方法)に従い、当社に支払うものとする。
4. 当社が必要と認め、契約者に相当期間を定めて通知した場合、当社は契約者に対して支払方法の変更等を行うことができるものとし、契約者はこれに応じるものとする。
5. 支援作業料及び作業実費の支払いにかかる手数料その他費用は、契約者が負担するものとする。
6. 契約者が、本契約により生じる債務の弁済を怠った場合、当社は契約者に対し、支払期限の翌日から完済の日までの日数に応じ、年利14.6%の割合による遅延損害金の支払を請求できるものとする。

#### 第33条 (システム技術者)

1. 本契約に基づき、契約者に対して本支援業務を行うシステム技術者は、当社の選任・管理・監督のもとに業務を遂行するものとする。
2. 当社は、本支援業務の一部の作業を、当社の費用と責任において第三者に再委託(再々委託等を含み、以下当該第三者を「再委託先」という)できるものとする。
3. 本契約は、契約者に対して本支援業務を行うシステム技術者が他の同種の支援作業を行うことを妨げるものではなく、また、当社が当該システム技術者に他の業務を担当させることを妨げるものではないものとする。
4. システム技術者が疾病、退職その他の事由により本支援業務を継続できなくなった場合、当社は相当な期間内に他のシステム技術者と交代させるなど本支援業務の継続に支障を生じさせないよう適切な措置をとるものとする。

#### 第34条 (作業報告、検収)

1. 当社は、契約者と当社間で別途定める納期までに、本支援業務の作業結果について書面(電磁的方法を含む。以下同じ)にて、契約者に報告をするものとする。
2. 契約者は、前項の報告を受けた日から別途定める検収時期までに、前項に定める本支援業務の作業結果の確認(以下「検査」という)を行うものとし、その結果を当該検収時期までに当社に書面で通知するものとする。
3. 契約者がかかる検収時期までに検査の結果を当社に通知しなかった場合、当該検収時期をもって検査に合格したものとみなす。
4. 契約者は、本支援業務が前項の検査に合格しない場合、書面をもってその具体的な理由を明示するものとし、当社は、当社の判断により必要な本支援業務の再実施を行い、再度第2項に従い検査を受けるものとする。
5. 第2項に定める検査の合格をもって、本支援業務の検収が完了したものとす。

#### 第35条 (情報等の提供)

1. 契約者は、当社が本支援業務を実施するために必要とする資料、情報等を、当社の依頼に応じて契約者の費用で収集又は作成し、当社に提供するものとする。
2. 契約者は、前項に定める資料、情報等に不備がないことについて責任を負うものとし、当該資料、情報等に不備があった場合には、これに起因する本支援業務の実施期間の延長及び本支援業務の対価の増額が生じる可能性があることを承知するものとする。この場合において、当社及び再委託先は、本支援業務の実施の遅れ等につき、何ら責任を負わないものとする。

#### 第36条 (責任の制限)

1. 当社は、本支援業務を善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。
2. 当社は、本契約に明示的に定められた場合を除き、本支援業務に係る作業及

び作業の結果について、当社及び再委託先に対して何らの義務又は責任を負わないものとする。

#### 第37条 (権利の帰属)

1. 本契約は、当社(再委託先を含む。以下本条において同じ)又は契約者が本契約締結前から保有している特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権およびノウハウ(特許、実用新案、意匠登録を受ける権利を含み、以下既知知的財産権等という)の帰属に何ら影響を与えないものではなく、既知知的財産権等は各当事者に留保される。
2. 本支援業務の履行過程で生じた特許権、実用新案権、意匠権およびノウハウ(特許、実用新案および意匠登録を受ける権利を含み、以下特許権等という)の帰属については、以下の各号に定めるところによるものとする。
  - (1) 当社又は契約者が単独に行った発明、考案、意匠、ノウハウ等(以下発明等という)から生じた特許権等については、当該発明等を行った当事者に単独に帰属する。
  - (2) 当社又は契約者が共同で行った発明等から生じた特許権等は、当社及び契約者の共有とし、当社及び契約者は、特許権等の全部につき相手方の承諾及び追加の支払いなしに自ら実施することができるものとする。

#### 第38条 (本支援業務にかかる損害賠償)

1. 本約款で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本支援業務に起因し又はこれに関連して、当社が契約者に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実に発生した通常損害(予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まない)の範囲に限られる。
2. 前項の規定にかかわらず、当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合、当該賠償額の上限額は損害の発生原因となった支援作業料相当額とする。但し、当社に故意又は重大な過失が認められる場合はこの限りではない。
3. 前二項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず適用される。
4. 当社及び契約者は、相手方が本契約に違反した場合であっても、自己が被る損害又は損失を最小限にとどめる義務を負うものとする。
5. 当社又は契約者による債務不履行に係る損害賠償請求又は追完請求は、第34条に定める検収完了日の翌月末日まで限り行うことができるものとする。但し、当該検収完了日後に発生する義務違反については、請求原因の如何を問わず、当該違反から1年以内に限り行うことができるものとする。

#### 第39条 (本支援業務の委託契約期間)

1. 本支援業務の委託契約の有効期間は、本支援業務の委託契約成立日から支援作業料の支払いが完了した日又は本支援業務の検収完了日のいずれか遅い日までとする。
2. 本支援業務の委託契約の終了後であっても、第35条(情報等の提供)第2項、第36条(責任の制限)第2項、第37条(権利の帰属)、第38条(本支援業務にかかる損害賠償)、及び本項の規定は対象事項が存在する限り有効に存続する。

以上

制定日:2026年6月8日

## 【別紙】本サービス提供条件

当社が本サービスを提供する条件は、以下のとおりとする。

### 第1条（定義）

本サービス提供条件において使用する用語は、本サービス提供条件に特段の定めがない限り、本約款本文で定めた意味と同一の意味を有するものとする。

### 第2条（本サービスの種類、内容及び本サービス提供条件の変更）

1. NEC は、サービス仕様書に定める本サービスの種類、内容及び本約款に定める本サービス提供条件を変更することができるものとする。この場合には、本サービスの種類、内容及び本サービス提供条件は、当該変更後の内容となるものとする。
2. 当社は、前項により変更が発生した場合は、20 日の予告期間において、変更後の内容を契約者に通知するものとする。但し、変更内容が契約者の不利益にならないと判断した場合、及び本サービス用設備等を提供する他の事業者の要求に従い変更する場合にはこの限りではなく、事後すみやかに通知するものとする。

### 第3条（本サービス利用のための設備設定・維持）

1. 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にてユーザ設備を設定し、ユーザ設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとする。
2. 契約者は、自己の責任と費用において、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用してユーザ設備をインターネットに接続するものとする。
3. ユーザ設備、インターネット接続及び本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は、契約者に対し本サービスの提供の義務を負わないものとする。
4. 当社又は NEC が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、本サービスを利用してユーザ等が記録、保管、伝送又は提供するデータ、ログ、情報、コンテンツ（以下「ユーザデータ等」という。）について、監視、分析、調査その他の必要な行為を行うことができるものとする。但し、本規定は当社及び NEC の監視義務及び管理責任を規定したものでない。

### 第4条（ユーザID及びパスワード）

1. 契約者は、ユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有せず、また、第三者に漏洩することのないよう、自己の責任と費用において厳重に管理（パスワードの適宜変更を含む。）するものとする。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社及び NEC は一切の責任を負わず、契約者は当社が被った損害を賠償する義務を負う。
2. 第三者が契約者のユーザID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該利用は契約者の利用とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての債務一切を負担するものとする。

### 第5条（バックアップ）

1. 契約者は、ユーザデータ等について、契約者自らの費用と責任で同一のデータ等を必要に応じてバックアップとして保存するものとし、当社及び NEC はかかるデータ等の保護を目的とした保管、保存、バックアップ等を行う責任を一切負わないものとする。
2. 当社及び NEC は、本サービス用設備等の故障その他いかなる理由においても、ユーザデータ等が消失、破損したために発生した損害について、一切責任を負わないものとする。

### 第6条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に規定する事項を行わず、これらに関する疑義等を生じさせず、かつ本サービスの提供に支障の生じる行為を行わないものとする。
  - (1) 有害なコンピュータプログラム等を使用、送信、書き込み、掲載又は第三者が受信可能な状態にする行為
  - (2) 当社又は第三者の著作権その他の無体財産権を侵害する行為（本サービスを利用するために当社が提供するソフトウェア及び本サービス用設備等に含まれるソフトウェアの変更、編集、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、本サービス内容に含まれるソフトウェアのソースコードを引き出すその他の処理もしくは手順の適用を含むが、これらに限定されない。）
  - (3) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を権原なく改ざん又は消去する行為
  - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (5) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を使用、送信、掲載又は第三者が受信可能な状態にする行為
  - (6) 本サービス用設備等を構成するシステムの脆弱性を調査、スキャン、又はテストする行為、あるいは本サービス用設備等で使用されるセキュリティ又は認証方法を侵害する行為
  - (7) 本サービス用設備等を構成するシステムのデータ又はトラフィックを監視する行為。
  - (8) その他法令もしくは公序良俗に違反し、又は当社もしくは第三者に不利益を与える行為
  - (9) 前各号のいずれかに該当するおそれがあると当社が判断する行為
  - (10) その他本サービスの運営を妨げると当社が判断する行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとする。
3. 当社及び NEC は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとし、関係法令等に違反する疑いのある一切の行為については、適切な法執行機関、規制当局、又はその他の適切な第三者に報告し、違法行為の捜査及び起訴に協力することができるものとする。但し、当社及び NEC は、契約者の行為又は契約者が提供又は伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含む。）情報（データ、コンテンツを含む。）の管理、監視又は削除等の義務を負うものではない。
4. 当社及び NEC は、前項の権利の行使に代えて又は権利の行使と共に、ユーザに対して事実確認、説明依頼、再発防止、及び第三者からの請求等があった場合には当該第三者との調整を要請することができるものとする。
5. 契約者は、自己のためにのみ本サービスを利用するものとし、当社の事前の書

面による承諾を得ることなく、第三者のため、又は第三者から受託した業務を実施する目的で本サービスを利用し、又は利用させてはならない。

### 第7条（一時的な中断）

当社及び NEC は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断することができるものとする。

- (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
  - (2) 電気通信事業者が、本サービス提供のための電気通信回線又は電気通信サービスの提供を中止又は中断した場合
  - (3) 本サービス提供のための設備を提供する他の事業者が、当該設備の提供を中止又は中断した場合
  - (4) 本サービス提供に利用が不可欠なソフトウェアについて、当該ソフトウェアを当社へ提供する第三者が、当社に対する当該ソフトウェアの提供を中止又は中断した場合
  - (5) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
  - (6) 以下記載の事由に該当した場合
    - ① 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
    - ② 新型インフルエンザ、SARS等の伝染病
    - ③ 放射能汚染
    - ④ 水道、ガス、及び当社の自家発電設備の能力を超えた電力の不足
    - ⑤ NEC 又は本サービス用設備等を NEC に提供する事業者その他本サービスの提供に必要な役務等を NEC に提供する事業者が安全配慮のため事業所を閉鎖又は休業した場合
  - ⑥ ユーザ設備もしくはユーザの接続環境の障害又は本サービス用設備までの電気通信回線又はインターネット接続サービスその他の電気通信サービスの不具合
  - ⑦ 本サービス用設備からの応答時間等電気通信回線又はインターネット接続サービスその他の電気通信サービスの性能値に起因する障害
  - ⑧ サービス仕様書記載のセキュリティ対策によっても防衛し得ないウィルス、第三者による不正アクセス、アタック、通信経路上での傍受及びこれらの試み
  - ⑨ 当社が定める手順又はセキュリティ手段等をユーザ等が遵守しないことに起因して発生した障害
  - ⑩ 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく処分及び請求への対応
  - ⑪ 前号のほかの政府又は政府機関の行為（行政命令、行政指導又は勧告を含むがこれらに限らない）
  - ⑫ その他当社及び NEC の責めに帰すべからざる事由
6. 当社及び NEC は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとする。但し、緊急やむを得ないと当社又は NEC が判断する場合には、事前の通知を要しないものとし、事後すみやかに通知するものとする。

### 第8条（提供停止・終了）

当社及び NEC は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対し事前に、理由、期日及び期間を通知した上で、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は終了することができるものとする。但し、緊急やむを得ないと当社又は NEC が判断する場合には、事前の通知を要しないものとする。

- (1) 基本約款及び本約款の定めいずれかに違反した場合
- (2) 本サービス提供条件第6条（禁止事項）第3項の規定により、本サービスを停止する場合

### 第9条（本サービスの廃止）

当社及び NEC は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとする。

- (1) 廃止日の 50 日前までに契約者に通知した場合
- (2) 本サービス用設備等を NEC に提供する事業者が、当該提供を廃止し、NEC の合理的な努力をもってしても、NEC が代替の設備等を構築することができない場合
- (3) 本サービス提供に利用が不可欠なソフトウェアについて、NEC と当該ソフトウェアを NEC へ提供する第三者との間のライセンス契約等が終了し、NEC の合理的な努力をもってしても、NEC が代替のソフトウェアを利用することができない場合
- (4) 本サービス提供条件第7条（一時的な中断）第1項第6号①乃至⑫に記載の事由に該当した場合

### 第10条（本サービス用設備等の障害等）

1. 契約者は、本サービスが利用できない等の不具合を発見した場合、ユーザ設備、インターネット接続及び本サービス利用のための環境に故障がないことを確認のうえ、その旨を当社に通知するものとする。
2. 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとする。

### 第11条（再委託）

当社及び NEC は、本サービスの提供に関する業務の全部又は一部を第三者に再委託（再々委託等を含む）できるものとする。

### 第12条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は日本国内に限定されるものとする。契約者は、日本国外において本サービスを利用（日本国外から電気通信サービス等を介して本サービスに接続する方法を含む。）し、又は第三者に利用させることができないものとする。

### 第13条（本サービス利用終了後の処理）

1. 当社及び NEC は、理由の如何にかかわらず、契約者が本サービスの利用を終了した場合、本サービス用設備などに記録された資料等及びユーザデータ等を直ちに消去できるものとする。なお、当社及び NEC の本サービス用設備に係る資料等及びユーザデータ等の消去に関して、契約者又は第三者に発生した損害につき、当社及び NEC は一切の責任を負わないものとする。
2. 本条の定めは、本契約の一部が終了した場合についても、終了部分に相当する本サービスの範囲において、準用されるものとする。

### 第14条（ユーザが登録する情報の当社による利用）

契約者は、本サービスを利用するにあたり登録する、個人情報を除くすべての情報(各店舗で扱う商品情報、売上情報等を含むが、これに限らない。以下「対象情報」という)について、当社及びNECに対し、以下の権利を許諾する。

- (1) 対象情報を閲覧する権利
- (2) 対象情報を分析する権利
- (3) 対象情報を、商号及び店舗名称を明記しないかたちで商用利用する権利
- (4) 対象情報を、商号及び店舗名称を明記しないかたちで第三者に商用利用させる権利

以上

制定日:2026年6月8日